

公立大学法人滋賀県立大学図書情報センター施設利用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、公立大学法人滋賀県立大学図書情報センター利用規程第9条の規定に基づき、図書情報センター（以下「センター」という。）内の施設の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧席)

第2条 閲覧席は、利用者が自由に利用することができる。

(グループ閲覧室)

第3条 グループ閲覧室は、学生および職員のグループによる学習・研究のために利用するものとする。

2 グループ閲覧室を利用しようとするグループの責任者は、所定の申込書に必要事項を記入し、図書情報センター長（以下「センター長」という。）の承認を受けなければならない。

(個人閲覧席)

第4条 個人閲覧席は、学部学生、大学院生、職員、科目等履修生、特別聴講学生、研究生および研修員が利用できるものとする。

2 個人閲覧席を利用しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、センター長の承認を受けなければならない。

(教員閲覧室)

第5条 教員閲覧室は、教員の研究のために利用するものとする。

2 教員閲覧室を利用しようとする者は、事前にカウンターに届け出なければならない。

(情報処理演習室)

第6条 情報処理演習室は、講義、講習会等に利用するほか、学術研究、情報関連の演習、自習等のために利用するものとする。

2 情報処理演習室の利用は、講義、講習会等に使用されていない場合に限り、原則として自由とする。

3 機器の操作は、利用者が行うものとし、情報の保存は指定されたディレクトリまたは利用者の記憶媒体を利用するものとする。

(CAI教室)

第7条 CAI教室は、講義、講習会等に利用するほか、学術研究、自習等のために利用するものとする。

2 CAI教室の利用は、講義、講習会等に使用されていない場合に限り、原則として自由とする。

3 機器の操作は、利用者が行うものとし、情報の保存は指定されたディレクトリまたは利用者の記憶媒体を利用するものとする。

(LL教室)

第8条 LL教室は、講義、講習会等に使用するほか、語学関連の演習、自習等のために利用するものとする。

2 LL教室の利用は、講義、講習会等に使用されていない場合に限り、原則として自由

とする。

- 3 機器の操作は、利用者が行うものとし、情報の保存は指定されたディレクトリまたは利用者の記憶媒体を利用するものとする。

(AVスタジオ)

第9条 AVスタジオは、職員の研究のために利用するものとする。

- 2 AVスタジオを利用しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、センター長の承認を受けなければならない。なお、利用者は操作講習会の既受講者であることを要する。

- 3 AVスタジオの機器の操作は、利用者が行うものとする。

(会議室)

第10条 会議室は、センターの運営・管理に支障のない範囲で、学内の利用に供するものとする。

- 2 会議室を利用しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、センター長の承認を受けなければならない。

(委任)

第11条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、図書情報センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

付 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成18年9月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。